

平成 27 年 3 月 19 日  
福祉部福祉施策調整担当課

## 介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護予防支援事業者として、要支援認定を受けた方に対し介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防ケアプランを作成する。この介護予防ケアプランの作成は、介護保険法令によりその業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することができる。本年 4 月から、包括的支援事業を一括して受託した社会福祉法人が地域包括支援センターの設置者となるが、この度、各センターからこれまでどおり介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者に委託する旨の届出があった。

委託に当たって、中立性・公正性を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとされていることから、下記のとおり取扱いの考え方等をお示しする。

### 記

#### 1 居宅介護支援事業者へ委託するに当たっての法令上の要件

- (1) センターは、委託しようとする居宅介護支援事業者名等を区長に届け出ること。
- (2) 委託に当たり、適切・効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が行えるよう、委託業務の範囲や業務量に配慮すること。
- (3) 委託先は、介護予防ケアマネジメント業務に関する知識や能力を有する事業者であること。
- (4) 委託業務に従事するケアマネジャーに対し、省令に定める利用者尊重の精神や運営基準、効果的な支援の方法に関する基準を遵守させること。

#### 2 介護予防ケアマネジメントの実施状況

##### (1) 介護予防ケアプラン作成の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託数	1,196	1,377	1,678	2,076	2,594
支所作成数	966(44)	982(45)	980(45)	748(34)	548(23)
本所作成数	61(15)	43(11)	34(9)	19(5)	17(4)
合計	2,223	2,402	2,692	2,843	3,159

※ ( ) 内は、1 か所当たりの作成数。各年度 3 月現在の実績数。

##### (2) 現在の介護予防ケアマネジメントに係る考え方

- ① センター本所は、主に困難事例の介護予防ケアマネジメントを担当する。
- ② 支所が介護予防ケアプランを作成する場合、1 か所当たり 30 件を上限とする。
- ③ 介護予防ケアプランの作成は、基本的に居宅介護支援事業者に委託する。

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う対応

#### (1) 介護予防ケアプラン作成の推計

平成 26 年の介護保険法改正により、平成 27 年度から訪問型サービスと通所型サービスは、介護予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業に移行する。これに伴い総合事業の中でも介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防ケアプランを作成する。

介護予防給付および総合事業の介護予防ケアプラン作成数推計（各年度 3 月現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防給付	700	750	800
総合事業	2,900	3,050	3,200
合計	3,600	3,800	4,000

#### (2) 介護予防ケアマネジメントに係る今後の考え方

① 委託後もセンター本所は、これまでどおり主に困難事例の介護予防ケアマネジメントを担当する。その件数は、ケアマネジメント能力の維持向上を図る観点も含め、5 件を下限とする。また、支所の担当可能件数を超える分は、原則、本所が担当するが、高齢者の事情等により居宅介護支援事業者に委託することもできる。

② 総合事業のケアマネジメントは、原則、支所が担当する。このため、支所の作成するケアプラン数は約 2,000 件増加するが、他の業務に支障のないよう、平成 27 年度からケアマネジャーを最大 2 人ずつ増員する。これにより、1 支所当たり最大 140 件（全体で 3,500 件）まで担当することができることとする。

なお、つぎのような場合、希望を尊重し、居宅介護支援事業者に委託することがある。

ア 高齢者が、ケアマネジャーの変更を望まない場合

イ 要介護 1 以上の方と同居しており、世帯で 1 人のケアマネジャーに担当してもらうことを希望する場合

ウ その他の特別な事情がある場合

③ 介護予防給付のケアマネジメントは、原則、居宅介護支援事業者に委託する。その上で、一部支所が担当してきた経緯を踏まえ、支所に新たに配置されるケアマネジャーは、1 人当たり 70 件を超えなければ、介護予防給付のケアマネジメントも担当することができることとする。これにより、他の業務に支障のない範囲で、1 支所当たり最大 90 件まで担当することができることとする。

#### (3) 委託に当たり中立性・公正性を確保するための基本的考え方

① 居宅介護支援事業者への委託件数は、平成 27 年度は介護予防給付と総合事業のケアマネジメントを合わせて約 1,200 件の見込みとなる。

② センターは、居宅介護支援事業者に委託する場合、法令上の要件を踏まえつつ、本人の居宅に近い居宅介護支援事業者を利用することを基本とする。その際、本人の居宅から半径 1.5 km 圏内で 3 か所以上の居宅介護支援事業者を提示し、本人等が居宅介護支援事業者を決定できるよう配慮する。

③ センターが委託先を決める場合、特定の事業者に偏らないよう委託先管理台帳を作成して、委託件数の平準化を図る。